

議第 116 号

島根原子力発電所 2 号機の再稼働について、市民の意向を問い、市民の意思を的確に反映させる出雲市住民投票条例

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 74 条第 1 項の規定により、島根原子力発電所 2 号機の再稼働について、市民の意向を問い、市民の意思を的確に反映させる出雲市住民投票条例の制定の請求を令和 4 年 3 月 11 日に受理しましたので、同条第 3 項の規定により、次のとおり意見を付けて付議します。

令和 4 年(2022) 3 月 18 日提出

出雲市長 飯塚 俊之

島根原子力発電所 2 号機の再稼働について、市民の意向を問い、市民の意思を的確に反映させる出雲市住民投票条例

(目的)

第 1 条 この条例は、島根原子力発電所 2 号機の再稼働の賛否について、出雲市における、住民自治の観点から、市民の意思を的確に反映させることを目的とする。

(住民投票)

第 2 条 前条の目的を達成するため、島根原子力発電所 2 号機の再稼働について、市民による投票(以下「住民投票」という。)を行う。

(住民投票事務の執行)

第 3 条 住民投票に関する事務は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 2 の規定に基づき、協議により、

その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を出雲市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)に委任することができる。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日(以下「投票期日」という。)は、出雲市が島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定(安全協定)の第6条の規定により意見を述べるまでの期間において、市長が定める。

2 市長は、前項の規定により投票期日を定めたときは、選挙管理委員会に対して、速やかに通知するものとする。

(住民投票の告示)

第5条 選挙管理委員会は、前条の規定による通知を受けたときは、投票期日の2か月前までにこれを告示するものとする。

(投票資格者)

第6条 住民投票における投票の資格を有する者(以下「投票資格者」という。)は、投票期日において出雲市内に住所を有し、前条に規定する告示の日(以下「告示日」という。)において、出雲市の選挙人名簿に登録されている者及び告示日の前において選挙人名簿に登録される資格を有する者とする。

(投票資格者名簿)

第7条 住民投票が行われる場合、選挙管理委員会は、前条の規定に関し、投票資格者名簿を作成しなければならない。

(一人一票)

第8条 住民投票は、一人一票とする。

(秘密投票)

第9条 住民投票は、秘密投票とする。

(投票期日・自書投票の原則)

第10条 投票資格者は、自ら、投票期日に、規則で定める住民投票を行う場所(以下「投票所」という。)に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票するものとする。

(期日前投票・不在者投票)

第11条 前条の規定にかかわらず、投票期日に自ら投票所に行くことができない投票資格者は、第5条に定める住民投票の告示後、期日前投票又は不在者投票を行うことができる。

2 期日前投票及び不在者投票に関し必要な事項は、公職選挙法の定めに基づいて、規則で定

める。

(投票の方式)

第 12 条 投票人は、島根原子力発電所 2 号機の再稼働に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に、保留するときは投票用紙の保留欄に、自ら、それぞれの欄に、○の記号を記載して、投票箱に入れるものとする。

(代理投票・点字投票)

第 13 条 心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、代理投票又は点字投票をすることができる。

2 代理投票・点字投票の方法は、公職選挙法の定めに準じて、規則で定める。

(投票の効力の決定)

第 14 条 投票の効力の決定に当たっては、第 15 条の規定の趣旨に著しく反しない限りにおいて、その投票をした者の意思が客観的に明らかであれば、その投票を有効とする。

(無効投票)

第 15 条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄並びに保留欄に重複して記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- (6) 何も記載していないもの

(情報の提供等)

第 16 条 選挙管理委員会は、住民投票を実施する際、住民投票の方法及び手続に関する事項を市民に分かりやすく周知しなければならない。

(住民投票広報協議会)

第 17 条 市長は、第 4 条第 2 項により投票期日を定めたときは、直ちに、市に、住民投票広報協議会を設置する。

2 住民投票広報協議会の員数は、15 名とする。委員は、市議会議員から 5 名、出雲市職員から 3 名、有識者から 2 名、住民代表から 5 名をもって構成する。選出の方法及び事務局に関する事項は、規則をもって定める。

(住民投票広報協議会の事務)

第 18 条 住民投票広報協議会は、島根原子力発電所 2 号機の再稼働の是非に関する情報を広く市民に提供することを目的とし、住民投票公報の原稿の作成その他住民投票の広報

に関し必要な事務を行うとともに、公開討論会、シンポジウムその他住民投票にかかる情報の提供に関する行事及び施策を実施するものとする。

- 2 住民投票公報の原稿を作成する場合その他住民投票にかかる情報の提供に関する行事及び施策を実施する場合には、賛成意見及び反対意見並びに保留意見を公平かつ平等に扱わなければならない。
- 3 住民投票公報は、投票資格者名簿に登録された者の属する各世帯に対して、投票期日の3週間前までに、配布しなければならない。

(住民投票広報協議会の議事運営)

第19条 住民投票広報協議会の議事、運営その他の事項は、規則で定める。

(住民投票運動)

第20条 何人も住民投票運動(島根原子力発電所2号機の稼働に対し賛成及び反対並びに保留の投票をし、又はしないよう勧誘する行為)その他意見の表明は、自由に行うことができる。ただし、買収、脅迫を行う等、市民の自由な意思を拘束し、又は不当に干渉するものであってはならない。

- 2 市長は、公務員が行う住民投票運動及び投票案件に係る意見の表明並びにこれらに必要な行為が不当に制限されることとならないよう、配慮しなければならない。

(投票及び開票)

第21条 前条までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則の定めに基づいて、規則で定める。

(投票結果の告示)

第22条 選挙管理委員会は、開票を行い、開票結果が確定したときは、これを直ちに告示するとともに、当該告示の内容を市長及び市議会議長に報告しなければならない。

(投票結果の尊重)

第23条 有効投票総数の過半数となった意見が、投票資格者総数の4分の1以上に達した場合は、市長及び市議会は、投票の結果を尊重するとともに、国及び関係機関と真摯に協議し、島根原子力発電所2号機の再稼働に関して、市民の意思が的確に反映されるよう努めなければならない。

(規則への委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、住民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

- 2 前項の規則は、この条例の施行の日から、30日以内に制定しなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

第2条 この条例は、投票期日の翌日から起算して60日を経過した日に、その効力を失う。

意見書

「島根原子力発電所 2 号機の再稼働について、市民の意向を問い、市民の意思を的確に反映させる出雲市住民投票条例」（以下「条例案」という。）は、島根原子力発電所 2 号機の再稼働の賛否について、市民による投票を行い、有効投票総数の過半数となった意見が投票資格者総数の 4 分の 1 以上に達したときは、市長及び市議会は、その結果を尊重し、市民の意思が的確に反映されるよう努めることを定めたものです。

この度の条例制定の直接請求は、8,849 人の署名により請求されたところであり、その意義は重く受け止めています。

その上で、条例案を慎重に検討し、以下のとおり意見を述べます。

条例案第 12 条「投票の方式」として、投票用紙の賛成欄、反対欄又は保留欄に「○」を記載すると規定されていますが、市民の多様な意見を反映させるという点で、次の課題があると考えています。

島根原子力発電所 2 号機の再稼働の是非については、島根原子力発電所の安全対策、高レベル放射性廃棄物の最終処分、電力事業者としての資質、中国電力株式会社との安全協定、電力の安定供給、低廉な電気料金の維持、雇用創出や地域経済への影響、地球温暖化等環境への影響、広域避難計画の実効性などによる賛否のほか、条件付き賛否等、様々な意見があるものと思料します。

単に「賛成」「反対」又は「保留」の選択肢では、そうした市民の多様な意見を正しく反映できないと考えます。

また、市民の多様な意見をくみ取って、市政に適切に反映していくことは、公選により選出された市長、市議会議員としての役割であると認識しています。

以上のことから、島根原子力発電所 2 号機の再稼働については、安全性や必要性、住民の避難対策などについて、国や中国電力株式会社から説明を受け、住民説明会における意見をはじめ、市議会、市民の方々にも参加いただいている原子力発電所環境安全対策協議会、原子力の専門家である原子力安全顧問等の意見を十分に聴きながら、総合的に判断すべきものと考えています。

条例制定を求める直接請求は、間接民主制を補完し、住民の意思を直接市政に反映させるための制度であるものの、条例案の制定に関しては、先に述べた理由により、反対します。